市立伊勢総合病院 床頭台等設置運営事業仕様書

1 概要

(1) 趣旨

市立伊勢総合病院(以下、「管理者」という。)が平成30年度に開院予定の新病院における床頭台及びテレビ、冷蔵庫、保管庫、給茶機等の各種利便設備の設置及び各病棟へのコインランドリー等の設置による療養環境の整備と定期的な保守を行うことで、 患者サービスの充実及び提供サービスの品質を維持することを目的とする。

(2)貸付許可期間(予定)

平成30年12月27日から平成36年3月31日まで

新病院開院までの準備期間は、移転工期スケジュールに合わせて、事業者が必要な期間を設定し、管理者と協議すること。

2 設置物件 (床頭台等)

(1) 設置階·台数

	テレビ	課金装置	床頭台			冷蔵庫・冷凍冷蔵庫	
設置場所			多床室	HCU4 床室用	個室・緩和ケア病棟用	冷蔵庫	冷凍冷蔵庫
						※多床室・	※個室・緩
						HCU4 床室	和ケア病棟
化学療法室	7台	_	-	_	-	-	-
人工透析室	30台	-	-	-	_	-	-
3階	各6	0台	40台	8台	12台	48台	12台
4 階	各1:	20台	88台	_	3 2 台	88台	3 2 台
5 階	各120台		80台	_	40台	80台	40台
合計	337台	300台	208台	8台	8 4 台	216台	8 4 台

※上記数量について、予備分は含んでいない。予備の台数については、事業者選定後、 協議の上決定する。

(2) 設置物件の仕様

ア 床頭台

- (ア) 設置する床頭台等については、新品とすること。
- (イ) 多床室に設置する床頭台については以下の仕様とすること。
 - a 幅500mm、奥行500mm、高さ1,400mm程度とすること。
- b 幅450mm、奥行400mm、高さ150mm程度の引き出しを設けること。また、施錠機能を有すること。
- (ウ) HCU4床室に設置する床頭台については以下の仕様とすること。
 - a 幅500mm、奥行500mm、高さ1,700mm程度とすること。

- b 幅450mm、奥行400mm、高さ150mm程度の引き出しを設けること。また、施錠機能を有すること。
- (エ) 個室・緩和ケア病棟に設置する床頭台については以下の仕様とすること。
 - a 幅850mm、奥行600mm、高さ1,100mm程度とすること。
- b 幅300mm、奥行500mm、高さ130mm程度の引き出しを設けること。また、施錠機能を有すること。
- (オ) 鍵の紛失時には容易に交換でき、交換する鍵は無償で対応すること。
- (カ) セキュリティー機能が十分であること。
- (キ) 鍵はシリンダー式常時施錠錠とし、携帯できるよう伸縮性(カール状)のあるリストバンドをつけること。
- (ク) キャスターは4輪がロック又は解除される4点集中ロック式のキャスターである こと。また、集中ロックはペダル式タイプであり、必要に応じて補助用キャスターを 設けること。
- (ケ) タオル掛け用のハンガーを両側面に設置すること。
- (コ)次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒液等での清掃が可能な衛生面が考慮された設計であり、耐久性、耐火性及び耐水性に十分配慮されていること。
- (サ)カードタイマー(課金装置)周辺にカード侵入防止用サン木等が設置されていること。
- (シ) 自動・手動の点灯が設定できる人感センサー付きフットライトを設けること。
- (ス) 多床室・HCU4床室に設置する床頭台には、リモコン収納用の籠を設置すること。
- (セ)床頭台に使われている材料板や塗料等はすべてF☆☆☆☆(エフフォースター)の規格を満していること。
- (ソ) 詳細については、別紙1、別紙2、別紙3を参照すること。

イ テレビ

- (ア) 地上デジタル放送及びBSデジタル放送に対応していること。
- (イ) テレビは国内メーカー品で、液晶ワイド画面(16:9)19型以上(イヤホン端子付)でワイヤレスリモコン式であること。イヤホンによる試聴のためテレビ前面にイヤホン端子を有すること。
- (ウ) テレビの角度調整(視野角160度以上であること)ができ、調整機能について安全性・耐久性を十分に配慮していること。
- (エ) 多床室・HCU4床室に設置する床頭台のテレビ収納部は天吊りアーム方式とし、 使用しないときは折りたたんで収納できること。
- (オ) 個室・緩和ケア病棟に設置する床頭台のテレビには、モニターアームを用意すること。
- (カ) 化学療法室や人工透析室に設置するテレビには、モニターアームも用意すること。
- (キ) リモコンは他のテレビに影響なく、高齢者にも操作が簡単な仕様とすること。
- (ク) リモコンの破損、紛失時における交換や乾電池の補充を無償で対応すること。

- (ケ) 安静が必要な患者でも、安全で無理なく操作できること。
- (コ) ベッドの高さが変化しても、視聴できること。
- (サ)病院案内放送はカードを必要とせず、無料で視聴できること。
- (シ) B-CASカード盗難防止措置がとられていること。
- (ス) 視聴料金は、1,000円で750分とすること。
- ウ カードタイマー (課金装置)
- (ア) 管理者専用のカードのみ使用できること。
- (イ) 床頭台に内蔵し、テレビ及び冷蔵庫それぞれでカード残高が確認できること。
- (ウ) カード残高の表示は、預金額又は残り時間を表示すること。
- (エ) カード料金は1度数単位で引き落とされること。
- エ 冷蔵庫(多床室・HCU4床室用)
- (ア) カード式とし、(テレビで使用するカードと兼用すること) 利用料は1日当たり1 00円とすること。
- (イ) 多床室・HCU4床室に配置する床頭台下部に設置すること。
- (ウ) 国内メーカー品で、容量は20L以上とし、引き出し式の出し入れが容易な物であること。
- (エ)静音、低振動であり、庫内温度が5 $\mathbb{C} \pm 3$ \mathbb{C} に冷え、冷却機能が十分であること。
- (オ) 電力消費量の少なく、抗菌仕様で清掃が容易なものであること。
- (カ)締め忘れ対策として、自動でドアが閉まる仕組みやアラーム機能等があること。
- (キ) 扉の上部全面に把手があること。
- オ 冷凍冷蔵庫(個室・緩和ケア病棟用)
- (ア) 個室・緩和ケア病棟に配置する床頭台左部に設置すること。
- (イ) 容量は100 L以下とし、出し入れが容易な物であること。
- (ウ) 静音、低振動であり、冷却機能が十分であること。
- (エ) 電力消費量の少なく、清掃が容易なものであること。

3 設置物件(コインランドリー)

(1) 設置階・台数(別紙4参照)

設置階	洗濯乾燥機(ドラム式)
3階	1台
4階	3 台
5階	3 台
合計	7台

(2) 設置物件の仕様

ア 洗濯乾燥機(ドラム式)

- (ア)洗濯乾燥機(ドラム式)は洗濯容量が6Kg、乾燥容量が3Kg以上であること。
- (イ) 静音・省エネタイプであること。

- (ウ) 高齢者の利用を想定し、簡単な操作で利用できるように配慮すること。
- (エ) 現金とカードの両方が使えること。(テレビで使用するカードと兼用すること)

イ 使用料

- (ア) 洗濯 1回あたり 100円
- (イ) 乾燥 1回あたり 100円
- (ウ) 洗濯乾燥 1回あたり 200円

4 設置物件(カード販売機・精算機・両替機)

(1) 設置階·台数(別紙4参照)

設置階	カード販売機	精算機	両替機
1階	1台	1台	1台**
3階	1台	_	_
4階	1台	_	_
5階	1台	_	_
合計	4台	1台	1台**

※高額紙幣が使用できるカード販売機を1階に設置することが可能であれば、両替機の 設置は不要とする。

(2) 設置物件の仕様

ア 精算は10円単位で出来ること。なお、精算手数料は徴収 しない。

- イ 床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。
- ウ 管理者への売上報告のため販売明細書が発行可能なこと。
- エ 利用カードは管理者のみで利用・精算ができること。
- オ 車イスでの利用に配慮した仕様であること。
- カ 1階に設置する両替機については、高額紙幣に対応可能なこと。

5 保守管理、修理

- (1) 設置物件の保守管理・修理等について、事業者が責任を持って速やかに対応できるよう、常駐員を配置すること。
- (2) 設置物件の修理や取り換え、定期的な巡回点検維持管理に関する業務を行うこと。点検・整備は管理者と検討後、病院業務に支障がないように毎月1回以上行うこと。又、毎日管理者へ連絡を行い、保守管理や修理等の発生を確認すること。
- (3) 患者の退院及び転科や転床時に、床頭台等の清掃を行うこと。また、清掃時には設備の点検を行い、故障や不具合があるものは交換又は修理を行うこと。
- (4)洗濯乾燥機(ドラム式)について、定期的に且つ必要に応じて清掃・消毒その他メンテナンスを行い、常に清潔な状態に保つこと。
- (5)カード精算機、売上金回収、両替機等運用に関する一切の業務(カード販売機の集金、

売上金の管理、精算金と両替紙幣及びカードの補充、カード販売機及び精算機の実績報告等を含む)を行うこと。

- (6) 設置物件については、事業者の負担において、破損・盗難等の事故に対する保険を付すこと。
- (7)事業者は、管理者の業務や患者の療養の妨げにならないよう、安全を重視して本事業 を行うこと。又、設置物件以外の機器、資料等については触れないこと。
- (8) 設置物件に対するトラブル・苦情等については、管理者は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 管理者の過失による場合を除き、設備の破損、損失、盗難については事業者が責任を 負うこと。

6 事業者の責務

(1) 関係法令の遵守

事業者は、従業員に、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他事業の遂行に適用される全ての法令について指導・教育を行うこと。

(2) 守秘義務

事業者は事業で知り得た管理者の秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、貸付許可の解除及び期間満了後においても同様とする。また、管理者の許可なく本事業で使用しているデータ類を持ち出してはならない。

- (3) 個人情報の保護
 - ア 事業者及び従業員(以下、「事業者等」という。)は、「個人情報保護法」を遵守すること。
 - イ 事業者等は、事業上知り得た患者等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。貸付許可の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 信用失墜行為の禁止 事業者等は、管理者の信用を失墜させるような行為をしてはならない。
- (5) 事業の引き継ぎ

事業者は、本貸付許可期間の満了又は解除に伴い事業を停止するときは、事業の引継 ぎ又は引渡しに十分に配慮し、管理者の事業に支障をきたすことがないようにするこ と。

(6) 環境整備

- ア 事業者等は、事業エリア等に係る環境を常に良好に保ち、整理整頓及び清掃を徹底 すること。
- イ 事業者は、従業員が事業遂行する上で負傷又は死亡したときは、当該結果につき責任を負うこと。
- ウ 事業者は、従業員が感染の危険のある疾患等にり患した時は、当該従業員を事業に 従事させてはならない。

(7) 代行保証

事業者は、何らかの事情により、事業の遂行が困難となった場合の事業の継続性・安 定性を担保することができる体制を整備しておくこと。

(8) その他の条件

- ア 貸付許可期間が終了した際には、事業者の負担で原状回復を行うこと。なお、原状 回復工事は貸付許可期間内で事業者の負担により行うこと。ただし、管理者と協議を 行い、特に承認した場合はこの限りではない。
- イ 事業者が管理者の指定する期日までに原状回復義務を履行しない場合は、管理者 が原状回復を行い、その費用を事業者負担とすることができる。この場合、事業者は 何ら異議申し立てることはできない。
- ウ 事業責任者を選任し、管理者の承認を得ること。また、やむを得ず事業責任者を変 更する場合は、事前に管理者の承認を得た上で、後任者へ十分な引継ぎを行い、事業 へ支障をきたさないようにすること。

が一定の割合によって算出した金額とする。

7 調査報告及び事業改善

管理者は、事業者に対し本事業に関する調査又は報告を求め、必要がある時は改善を 求めることができる。この場合、事業者は直ちに調査、報告を行うとともに、改善した 結果を報告しなければならない。

8 損害賠償責任等

事業者は、故意又は過失により管理者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとする。賠償責任請求に備え、必ず責任賠償保険に加入すること。

9 費用の負担

- (1) 床頭台等の設置運営にあたっての必要経費は、全て事業者の負担とする。
- ア 設置物件の製作・設置・保守等に要する費用 (廃棄物の処理費用を含む)。ただ し、地上デジタル放送・BSデジタル放送のアンテナ設備は管理者が整備する。
- イ 設置物件全般の修理費用。
- ウ 貸付許可終了に伴う設置物件の撤去、原状復帰に係る費用(廃棄物処理費用を含む)。
- エ 日本放送協会との受信契約は事業者名で行い、その契約に基づく受信契約書控え、 もしくはコピーを管理者へ提出すること。又、受信料の支払を行うこと。
- (2) 使用料等の振込手数料が必要な場合は、事業者の負担とする。

10 再委託の禁止

事業者は、本事業を再委託してはならない。ただし、管理者が特に認める場合はこの限

りではない。

11 貸付許可の解除

管理者は、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認めた時は、貸付許可期間中であっても、事業者と協議した上で貸付許可を解除できる。

12 疑義の解釈

この仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、管理者と事業者で協議すること。ただし、開院までの間、又は開院後において、情勢の変化により仕様内容について変更する必要が生じた場合は、臨機応変に対応すること。







